

都市計画案に対する意見書の要旨及び鳥取市の考え方

【鳥取都市計画用途地域の変更及び

地区計画の変更（叶・宮長地区地区計画の決定）】

平成27年3月

【公告縦覧の概要】

公 告	平成27年3月2日（月）
縦覧期間及び 意見書提出期間	平成27年3月2日（月）～平成27年3月16日（月）
縦 覧 場 所	鳥取市役所 本庁舎 都市企画課

【都市計画案の概要】

種 類	鳥取都市計画地区計画
名 称	叶・宮長地区地区計画
位 置	鳥取市叶、宮長
区 域	都市計画図書において示す区域
面 積	約7.5ha

【意見書の提出について】

平成27年3月2日（月）～平成27年3月16日（月）の2週間、都市計画案を公衆の縦覧に供し、1件意見書の提出がありました。

【都市計画案に対する意見書の要旨及び鳥取市の考え方】

意見書の要旨

地区計画の策定を予定している範囲の南端を、現在の道路までではなく道路南側の地域も含めた範囲としていただきたい。

(道路南側地域にも既存の工業系施設が存在していることから、状況は北側と同様と考えられる。南端道路は工業系の貨物車等の通行が想定され、道路南側に住宅が存在することとなることは現在よりも安全面が悪化するものと思われる。)

鳥取市の考え方

市道より南側の区域は、工場としての利用の多い北側区域と異なり、事務所や資材置き場としての利用が大半を占めており、今後は工業系に限らず他の用途での利用が可能と判断し、今回の地区計画から外しております。

また、前面道路の安全対策については、今後の開発状況によって必要性が生じた場合、別途道路事業にて整備を行うことを検討することが考えられます。